

# 被災建築物応急危険度判定

## 地震! この建物 大丈夫?

### 被災建築物応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり、建物の瓦や看板等が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあります。

そのため、発災後すぐに区市町村の指示により、二次災害を防止するために、応急危険度判定員が、被災建物が使用できるか否かを応急的に判断を行います。

なお、この調査は、り災証明のための被害調査ではありません。

### 応急危険度判定員とは…

応急危険度判定員は、行政職員又は建築技術者で、身分を証明する「東京都防災ボランティア登録証(種類:被災建築物応急危険度判定)」を携帯しています。

### 調査結果の表示は…

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。

判定結果に対する問合せ先は、判定ステッカーに記入されています。



調査結果は、3種類の判定ステッカーで建物の出入口等に表示します。

**危険** この建物に立ち入ることは危険です。

**要注意** この建物に立ち入る場合は十分に注意してください。

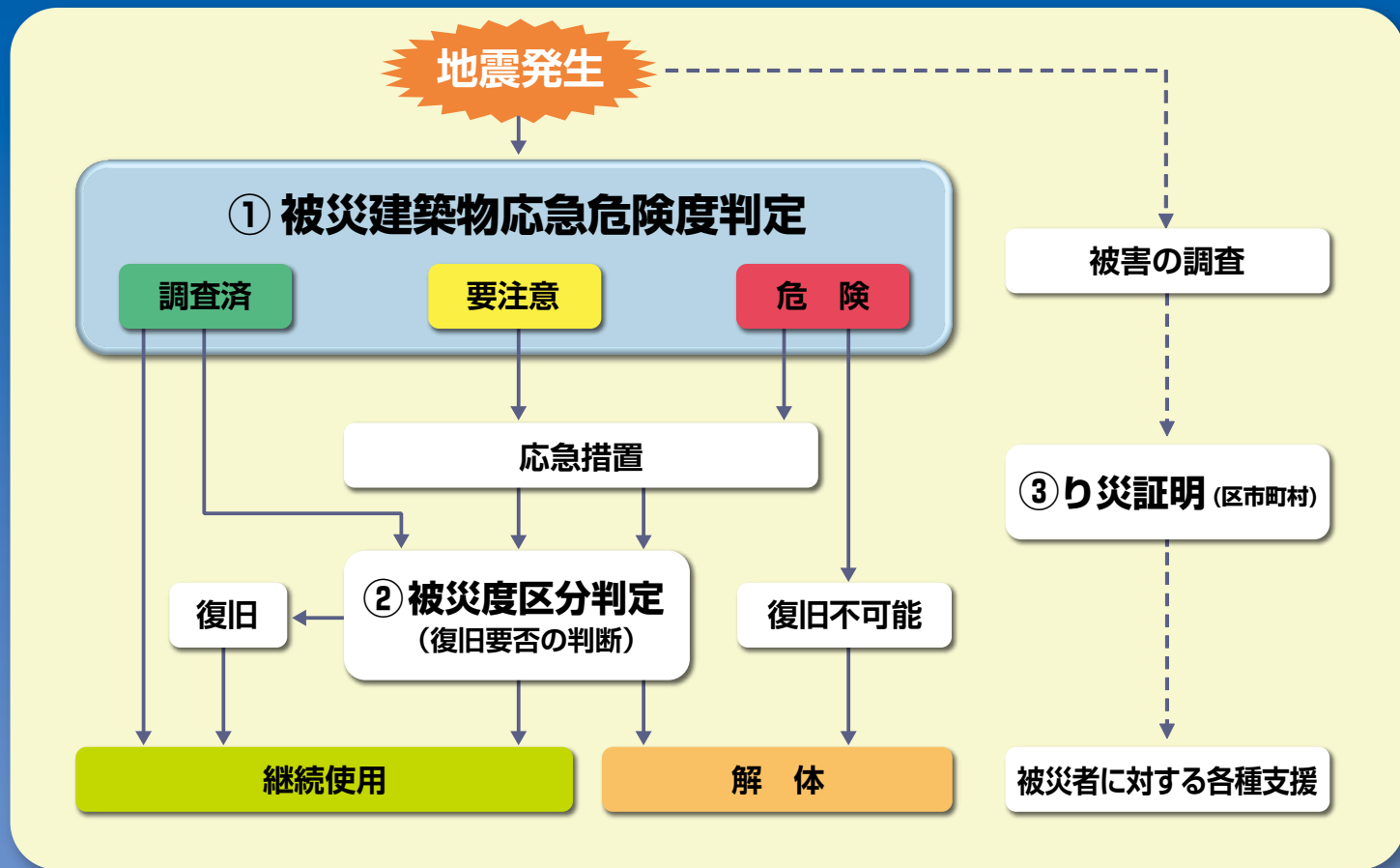
**調査済** この建物は使用可能です。

### お問合せ先

#### ■ 制度に関するお問合せ

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎3階南側  
電話: 03-5388-3362

# 被災後の建築物の判定の流れ



## ① 被災建築物応急危険度判定

(地震直後の二次災害を防止するため)

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するとともに、被災者が自宅を使用するのよいか、避難所へ避難したほうがよいか等を判定するために区市町村が判定実施本部として行う調査です。(無料)

応急危険度判定が実施される際には、調査が円滑に行えるよう、ご協力をお願いいたします。



## ② 被災度区分判定と復旧

(応急危険度判定後の被災建築物の復旧のため)

専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。

※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。

## ③ り災証明

(家屋の財産的被害程度の認定のため)

り災証明とは、被災者生活再建支援法等による被災者への支援や税の免除等に当たって必要な家屋の被害程度を区市町村長が証明するものです。

※②、③の詳細は、区市町村へお問合せください。

